

中土佐町立大野見中学校いじめ防止基本方針

令和2年5月1日改訂

I いじめについての基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して該当児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

上記の考えのもと、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することを目指し「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校の現状と課題

本校は、山間部に位置する小規模校で、保育所から中学校まで単学級の同一集団で構成され、人間関係上において序列等が生じていると考えられる。表面上は温厚で素直な生徒が大半を占め、問題行動等は少ないが、下級生に対して過度な強要、過激な言動等、いじめに発展するような要素や状況はあり、実際に「いじめ」と認知した件数もある。

生徒による学校評価アンケートやQ-Uアンケート（2回）、いじめアンケート等において生徒の悩み、学校生活満足度、いじめの状況は調査しているが完全に把握できているとは限らない。

そこで、本校の全教職員が全校生徒に関する支援会、日々の情報交換等を通じて実態を把握し、一人ひとりの生徒に寄り添い支援する体制を構築するとともに、地域住民や家族からの情報収集により全校で課題解決にあたる組織機能を確立することが必要となっている。

3 いじめの認識

「いじめ」はどこの学校・学級にでも起こり得るものという認識に立ち、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立って組織的に当該生徒を守るという考えのもと、事実関係を確かめ、対応にあたる。

当該生徒の表情や様子、心の動きをきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には喧嘩のように見えることでもいじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

また、「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによるのではなく、校内の「いじめ対策委員会」を活用して組織的な対応を行う。

4 いじめ防止等にむかう基本姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを見逃さない、絶対に許さない雰囲気をつくる。
- (2) 生徒、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (5) いじめ問題について保護者・地域住民・そして関係機関との連携を深める。

- (6) いじめを確認した際には、その解決に向けて様々な対応を講じ、組織的な行動と方法で早期解決を図る手段をとる。

II いじめの未然防止のための取り組み

- 1 学校、学級内にいじめを見逃さない、絶対に許さない雰囲気をつくる。
 - (1) 一人ひとりの人権を大切にす学校及び学級経営に取り組む。
 - (2) 全教職員が授業公開を行い、生徒の様子を観察し、お互い協議し合う。
 - (3) 人権教育、道徳教育を通じて人権意識を高め、思いやりの心を育てる。
 - (4) 生徒と教職員が全員で取り組む学校行事等を通じて、生徒との信頼関係を築く。

- 2 生徒、教職員の人権感覚を高める。
 - (1) 人権や道徳の授業を計画的に実施
 - ・生徒の実態に応じた各学年の年間指導計画の見直しと資料選定やテーマ設定での授業実践を行う。
 - (2) 人権・道徳参観日の実施
 - ・人権及び道徳授業を保護者に公開し、また、講演会や懇談会を通じて人権意識を高める。
 - (3) いじめを未然に防ぐための校内研修を年間1回以上、生徒に関する情報交換会を毎日実施する。
 - (4) 発達障害等の課題のある生徒への理解、対応の共通理解を図る。
 - ・特に支援を要する生徒への対応を協議する会を定期的実施し、全教職員で共通理解を図る。

- 3 生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - (1) 一人ひとりが活躍できる学習活動の実施
 - 本校の教育目標、研究主題に沿った授業改善に取り組む。
 - 学校行事、委員会活動等の充実を図り、異学年交流や生徒会、実行委員会等の主体的な組織での活動を仕組む。
 - (2) 人とかかわり方を身につけるために地域住民と一体となった活動を実践する。
 - (3) 関係機関と連携した体験活動を重視する。

III いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

- 1 いじめの早期発見のための手段
 - (1) 職員朝会や職員会で生徒理解に関する項目を設け、全校生徒の様子を話し合い、情報の共有を図る。
 - (2) 支援会を適宜開催し、配慮の必要な生徒、友人関係や家庭環境等について話し合う。
 - (3) 学校評価アンケート、Q-U アンケートを実施した後、速やかに分析し、指導に役立てるとともに、生徒の悩みや人間関係を把握する。
 - (4) 気になる生徒については、必要に応じて学級担任、養護教諭、管理職等が個人面談を実施し、場合によってはスクールカウンセラーに相談する。
 - (5) 授業公開を実施し、保護者・関係機関による生徒理解に努める。
 - (6) 休憩時間や放課後の生徒の様子を把握したり、大志（連絡ノート）や学習ノート点検において目を配り生徒の悩みや不安、課題を把握し、個別指導や学級指導に生かす。

2 いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめの発見や通報時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為を止めるとともに、当該生徒の聞き取り調査、学級での実態調査など、事実確認を行う。
- 生徒や保護者、地域住民から、いじめの通報や相談を受けた時は、学級担任等が直ちに聞き取りを行い、事実確認を行う。
- 事実確認の後、「いじめ対策委員会」を開催し、今後の対応策を協議する。そして、学級担任だけでなく学校長以下全教職員で対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの実態把握、早期根絶等の解決にあたる。

(2) いじめられている生徒への対応

- いじめられた生徒に対しては、「学校が守る」ことを伝え、安心した学校生活を送れるよう手立てを講じる。
- 担任による継続した家庭訪問、連絡等を行い、保護者の不安の払拭と情報の共有を図る。
- 生徒との信頼関係が築かれている人（友人、教職員、家族、地域の方など）と連携した関わり及び心に寄り添う環境づくり。

(3) いじめた生徒への対応

- いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対して出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした態度で指導に当たる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分配慮を行う。
- いじめた生徒の指導にあたっては、特別な指導計画の下、自らの行為の責任を自覚させるように努めると共に、生徒の抱える問題などを考え、生徒の健全な発達に配慮する。
- いじめられている生徒の心の傷への対応のため、教職員以外のスクールカウンセラーや SSW・教育相談員などとも連携を図りながら指導を行う。

(4) 該当生徒等の所属する集団への指導

- いじめを見ていた生徒に対して自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたり等、絶対に許さない態度で接することを指導する。
- いじめに同調していた生徒に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解し、その行為の違法性を理解させる。
- いじめ撲滅の意識を高めるために学級指導や話し合い活動、集会活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをしない、させない態度を育成する。
- 全ての生徒が集団の一員であることを理解し、互いに尊重し認め合う集団づくりに努める。

3 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- (1) いじめ問題が発生した時は、双方の家庭との連絡をより密接にし、学校の指導方針等を示し、事実関係を理解したうえで協力を求める。
- (2) 家庭での様子や、交友関係等についての情報提供を求め、それを指導に生かす。
- (3) 地域団体、関係機関と連携を取りあい、情報を受けやすい体制とする。
- (4) ポスターや学校便り等で学校内外の相談窓口を生徒や保護者に周知する。
- (5) 学校運営協議会でいじめ防止基本方針について説明し、理解を求めるとともに、協力を仰ぐ。
- (6) いじめに関する内容、事後処理等、必要事項を中土佐町教育委員会に報告し、指導及び助言を仰ぐ。

IV いじめ問題に取り組む校内組織

1 校内組織・・・「大野見中学校いじめ対策委員会」

2 役割

いじめ対策委員会を組織して、いじめの防止・早期発見への取り組み、生徒の学校満足状況について協議し、今後の方策を決定する。

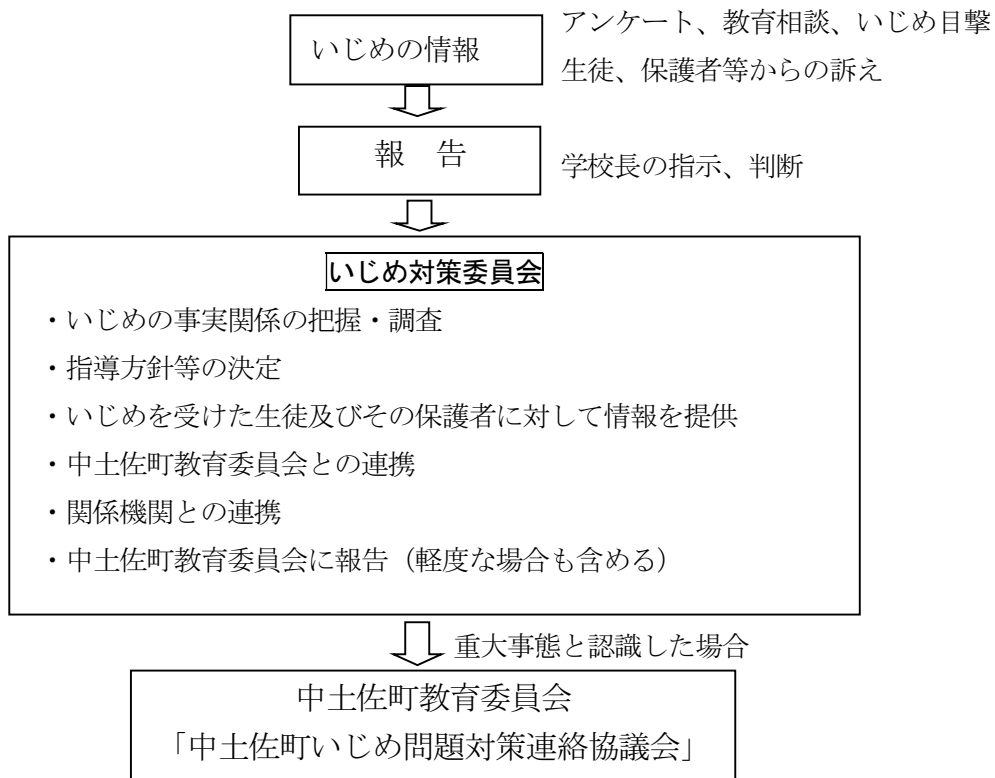
3 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、各学年1（生徒指導、人権教育主任の所属していない学年）、スクールカウンセラー、教育相談員、主任児童委員、その他の関係者で構成する。

4 活動計画

年間活動計画（別紙）

いじめが疑われる事案及びいじめが発生した場合



※重大事案の認識

- ・重大事案とは、いじめにより、当該生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより、当該児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合